

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。
まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
あゆ	七月一日から十月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
増川河口から上流一、〇〇〇メートルまでの区域	四月一日から五月十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
いわな、やまめ	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一日	一年	
あゆ、いわな、やまめ	手釣、竿釣	四〇〇円	三、〇〇〇円	

(1) 三厩村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用する場合は

ただし、未就学の幼児については無料、小学、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合は

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一、〇〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五、〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 三厩村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用する場合は
あらかじめ三厩村漁業協同組合事務所(東津軽郡三厩村字本町九番地)に納付すること。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合は

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

(二) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

十九 1 漁業権者の名称及び住所
今別町内水面漁業協同組合 東津軽郡今別町大字今別字宮本一四番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十二号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

まき餌の使用及びひっかけ漁法を禁止する。ただし、ひっかけ漁法のうち七月一日から九月三十日までのあゆの友釣りはこの限りではない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
新今別橋下流端から上流五〇メートルまでの区域	九月一日から九月三十日まで
大川平深沢堰堤より上下流五〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
あすなる橋上流端から河口までの区域	四月一日から五月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5

(一) 遊漁料

(1) 今別町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		あゆ、やまめ、いわな	竿釣	
		一日	一年	四〇〇円 三〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、一日二〇〇円、一年一、〇〇〇円とし、遊漁場所において納付するときも遊漁料は同額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り	一〇、〇〇〇円
	ます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	
	やまめ、いわな、にじ	手釣り	

(二) 納付の方法

溪流魚	ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五、〇〇〇円
-----	--------------------------	-----	--------

(1) 今別町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめパンビ食堂(東津軽郡今別町大字大川平字村元三六番地二)、田中商店(東津軽郡今別町大字大川平字村元一五番地)又は相内喜信(東津軽郡今別町大字大川平字二股三七番地一)に納付すること。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項
(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

7 遊漁に際し守るべき事項
(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
(二) 遊漁者は、全区域において川底を撈はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項
(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項
(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成十五年九月一日

二十一 漁業権者の名称及び住所
蟹田町河川漁業協同組合 東津軽郡蟹田町大字中師字宮本二番地三

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十三号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
あゆ	七月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
こい、うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、やまめを採捕してはならない。

区 域	期 間
蟹田川河口から桂洲神社まで	四月一日から五月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚 種	漁具、漁法		期 間	遊 漁 料
	竿釣	手釣		
あゆ、こい、やまめ、いわな、うぐい	一日	一日	一年	四〇〇円 三〇〇円

(1) 蟹田町河川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
		竿釣り	五〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)	手釣り 竿釣り	五〇〇円

(二) 納付の方法

うぐい、こい、ふな、うなぎ

(1) 蟹田町河川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ神山久志(東津軽郡蟹田町大字蟹田一五六番地)、小笠原衛(蟹田町大字蟹田二五番地)、工藤善五郎(東津軽郡蟹田町大字中師字宮本三番地一)、佐々木成孝(東津軽郡蟹田町大字中師字宮本一三番地一)又は笹木昭(東津軽郡蟹田町大字大平字山元九四番地三)に納付すること。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、蟹田川河口から桂洲神社までの区域間の川底を攪はんしてはならない。

(三) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

二十一 漁業権者の名称及び住所

- 2 甲田内水面横内村漁業協同組合 青森市大字合子沢字山崎一八番地二
認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第二十四号
- 4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
合子沢大中津川堰堤から上流一キロメートルまでの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 甲田内水面横内村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな	竿釣	一日	500円
		一年	3,000円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にし ます、ひめます(鳶沼のみ)	手釣り 竿釣り	1,000円

(二) 納付の方法

(1) 甲田内水面横内村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

溪流魚	うぐい、こい、ふな、うなぎ やまめ、いわな、にじます、 ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円
-----	--	------------	--------

あらかじめ甲田内水面横内村漁業協同組合事務所(青森市大字合子沢字山崎一八番地二)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、合子沢川大中津川堰堤から下流一の渡堰堤までの区域において川底を攪はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日

平成十五年九月一日

二十二 1 漁業権者の名称及び住所

田代内水面漁業協同組合 十和田市大字三本木字矢神六四番地三

2 認可年月日

平成十五年九月一日

- 3 漁業権の免許番号 内共第二十五号
- 4 遊漁についての制限の範囲

- (一) 漁具、漁法の制限
- (二) 手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
いわな、にじます	五月一日から九月三十日まで

- (三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
いわな、にじます	一五センチメートル

- 5 遊漁料の額及びその納付の方法

- (一) 遊漁料

魚種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料	
			一日	一年
いわな、にじます	手釣	一日	四〇〇円	
	竿釣	一年		三、〇〇〇円

(1) 田代内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合は、ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合は、

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇円

- (二) 納付の方法

- (1) 田代内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合は、あらかじめ田代内水面漁業協同組合事務所(十和田市大字三本木字矢神六四番地三)又は
- 田代内水面漁業協同組合田代平事務所(青森市大字駒込字南駒込山一番地二

四四)に納付すること。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合は、

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

- 6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

- 7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、田代沼(通称グダリ沼)及び田代沼と湯ノ川(通称毒川)との合流点までの駒込川の本流において川底を攪はんしてはならない。
- (三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

- 8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

- 9 違反者に対する措置に関する事項

- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

- 10 施行の日 平成十五年九月一日

- 二十三 1 漁業権者の名称及び住所

野内川漁業協同組合 青森市大字野内字菊川二八〇番地二

- 2 認可年月日 平成十五年九月一日

- 3 漁業権の免許番号 内共第二十六号

- 4 遊漁についての制限の範囲

- (一) 漁具、漁法の制限
- 手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

- (二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおり

とする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 野内川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法		期 間	遊 漁 料
	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣		
	竿釣	一年		三〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 野内川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

- あらかじめますへい釣具店(青森市合浦二丁目二番一五号)、
 - そふえ釣具店(青森市造道三丁目八番六号)、
 - 佐藤周(青森市大字宮田字玉水一七〇番地二)、
 - 福岡悦雄(青森市大字滝沢字住吉一九二番地)、
 - 佐藤千年(青森市大字宮田字玉水一八四番地) 又は
 - 小笠原石雄(青森市大字後池字外山九番地二)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。
- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

6 遊漁承認証に関する事項
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

- 7 遊漁に際し守るべき事項
(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を攪はんしてはならない。
- (三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

- 8 漁場監視員に関する事項
(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。
- 9 違反者に対する措置に関する事項
(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。
10 施行の日 平成十五年九月一日

二十四 1 漁業者の名称及び住所

平内町河川漁業協同組合 東津軽郡平内町大字小湊字小湊一七一番地

- 2 認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第二十七号
- 4 遊漁についての制限の範囲

- (一) 漁具、漁法の制限
竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
- (二) 遊漁期間
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、やまめ	四月一日から九月三十日まで
うぐい	六月一日から翌年二月末日まで